

可搬式速度違反自動取締装置（移動オービス） による取締り

令和7年6月28日（土）から7月4日（金）は、
次の警察署管内で実施します。

日	時間	場所							
28 土	6時～21時	四日市南署	四日市西署	鈴鹿署	津南署	松阪署	伊賀署	鳥羽署	熊野署
29 日	6時～21時	四日市南署	四日市西署	鈴鹿署	津南署	松阪署	伊賀署	鳥羽署	熊野署
30 月	6時～21時	四日市南署	四日市西署	鈴鹿署	津南署	松阪署	伊賀署	鳥羽署	熊野署
1 火	6時～21時	四日市南署	四日市西署	鈴鹿署	津南署	松阪署	伊賀署	鳥羽署	熊野署
2 水	6時～21時	四日市南署	四日市西署	亀山署	津署	松阪署	伊賀署	鳥羽署	熊野署
3 木	6時～21時	四日市南署	四日市西署	亀山署	津署	松阪署	伊賀署	鳥羽署	熊野署
4 金	6時～21時	四日市南署	四日市西署	亀山署	津署	松阪署	伊賀署	鳥羽署	熊野署



上記以外の時間・場所でも速度違反取締りを実施する場合があります。